

## 豊臣石垣保存公開検討会議開催要綱

### （目的）

第1条 豊臣石垣の保存公開事業を実施するため貴重な文化遺産である豊臣石垣の適切な管理・保存の方法等について検討するにあたって、専門的見地からの客観的な意見等を聴取するため、豊臣石垣保存公開検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

### （会議のメンバー）

第2条 会議のメンバーは前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから大阪市長が委嘱する。

### （座長）

第3条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

### （守秘義務）

第4条 メンバーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

附則 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。